

### 3\_藤沢市図書館情報システム選考委員会審査要領

#### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別紙「1\_藤沢市図書館情報システムの更新に係る選定公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の「1.1 各項目の事務手続き」、「(5) 参加資格確認結果通知書の送付」に示した参加資格確認結果通知を受けている事業者であること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者であること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成した参加者であること。
- (4) 事前プレゼンテーション及びプレゼンテーションの参加者であること。
- (5) 指定した予算の範囲内で行われた提案であること。

#### 2 評価方法

- (1) 評価方法は、見積金額の評価点、別紙「2\_藤沢市図書館情報システム更新要求仕様書（業務説明書）」の「別紙 1-2 ウェブアプリケーションのセキュリティチェックシート」、「別紙 2\_藤沢市\_システム機能要件対応表」、「別紙 3\_新規機能調査表」、「別紙 4\_独自機能調査表」（以下「仕様書別紙」という。）の評価点、藤沢市図書館情報システム選考委員及び評価部会の評価点で構成される総合計得点で競うものとする。提出書類については次のとおりとする。

ア 参加表明書 （様式第1号）

イ 会社概要書 （様式第2号）

添付書類 （ア）会社案内のパンフレット

ウ 提案書 （様式第6号）

添付書類

（ア）システム提案書

（イ）仕様書別紙

a 別紙 1-2 ウェブアプリケーションのセキュリティチェックシート（以下、「別紙 1-2」という。）

b 別紙 1-3 ウェブサーバ環境報告フォーマット

c 別紙 1-4 ソフトウェア等の運用報告

d 別紙 2\_藤沢市\_システム機能要件対応表（以下、「別紙 2」という。）

e 別紙 3\_新規機能調査表（以下、「別紙 3」という。）

f 別紙 4\_独自機能調査表（以下、「別紙 4」という。）

（ウ）帳票サンプル

エ 見積書（様式第 7 号）

添付書類（ア）見積内訳書（様式第 10 号）

（2）総合計得点に対する得点の内訳割合は次のとおりとする。

ア 見積金額の評価点 5%

イ 仕様書別紙の評価点 45%

ウ 選考委員の評価点 30%

エ 評価部会の評価点 20%

（3）次の計算に基づき総合計得点を算出する。

**【計算式】**

$$\begin{aligned} & \text{見積金額の評価点 (評価点 500 点)} \\ & + \text{仕様書別紙の評価点 (評価点 4,500 点)} \\ & + \text{評価部会の評価点 (評価点 2,000 点)} \\ & + \text{各選考委員の評価点合計 (評価点 3,000 点)} \\ & = \text{総合計得点 (総合計 10,000 点)} \end{aligned}$$

### 3 評価手順

（1）見積金額が導入にかかる予算の上限額（以下「予算額」という。）以内であるかを確認し、見積金額が予算額を超えている場合は失格とする。

（2）提案書提出者が 3 社以上の場合は、実施要領の「1.1 各項目の事務手続き」「（2）事務局」で示した事務局の書類選考（見積金額の評価点及び要求仕様書別紙の評価点）により、評価合計点上位 2 社のみプレゼンテーションを実施できるものとし、それ以外の提出者は失格とする。

次の計算に基づき書類選考の評価合計点を算出する。

**【計算式】**

$$\begin{aligned} & \text{見積金額の評価点} + \text{仕様書別紙の評価点} \\ & = \text{書類選考の評価合計点} \end{aligned}$$

見積金額については、提出された見積金額を「提案見積金額」とし、提案者の中でもっとも安価な提案見積金額を「提案者中最低見積金額」とする。

次の計算に基づき見積金額の評価点を算出する。なお、計算された評価点に端数を生じた場合は、有効桁数を小数点第二位までとし、小数点第三位を切り捨てる。

**【計算式】**

$$\begin{aligned} & \text{提案者中最低見積金額} \div \text{提案見積金額} \times 500 \text{点} \\ & = \text{見積金額の評価点 (500点)} \end{aligned}$$

仕様書別紙については、事務局が事業者に対して機能確認デモを実施して、事業者による回答の修正を行う。

次の計算に基づき仕様書別紙の評価点を算出する。

**【計算式】**

$$\begin{aligned} & \text{別紙1-2 (38項目} \times 3 \text{点} = 114 \text{点)} \\ & + \text{別紙2 (800項目} \times 5 \text{点} = 4,000 \text{点)} \\ & + \text{別紙3 (14項目} \times 10 \text{点} = 140 \text{点)} \\ & + \text{別紙4 (1項目} \times 166 \text{点} + 4 \text{項目} \times 20 \text{点} \\ & = 246 \text{点)} \\ & = \text{仕様書別紙の評価点 (4500点)} \end{aligned}$$

(3) 提出書類に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを開催し、ヒアリングを行う。

(4) 評価部会は事前プレゼンテーション実施後、別紙「4\_図書館システム優先交渉権者評価基準（公開用）」（以下、「評価基準」という。）に基づき、提案項目に対しての評価を行う。

次の計算に基づき提案書の評価点を算出する。

**【計算式】**

$$\text{評価部会の評価点合計 (2,000点)}$$

(5) 各選考委員はプレゼンテーション実施後、評価基準に基づき、提案項目に対しての評価を行う。

次の計算に基づき提案書の評価点を算出する。

**【計算式】**

$$\begin{aligned} & \text{各選考委員の評価点 (持ち点 500 点)} \times 6 \text{ 名} \\ & = \text{選考委員の評価点合計} \end{aligned}$$

(6) 総合計得点を算出する。

(7) 最高評価点となった提案者を優先交渉権者として選考する。

(8) 最高評価点と同点の場合、見積金額が安価な者から順に優先交渉権者とする。

(9) 最高評価点と同点かつ見積金額が同額の場合は、くじで優先交渉者を決定する。

(10) 交渉により導入が見送られた場合は、次点者を交渉権者とする。

(11) なお、プロポーザル参加者が1社のみの場合には、総合計得点が配点の6割(6,000点)以上であるか、選考委員の全員一致で認めることを優先交渉権者の条件とする。

#### 4 評価部会の評価項目の設定

実施要領「13 プロポーザルの提案課題」のうち、評価部会として次のとおり評価項目を設定する。

(詳細は採点表のとおりとする。採点表は非公開とする。)

##### (1) 基本事項

ウ 業務実績

##### (2) システム概要

イ システム構成図

ウ 機器明細表

##### (3) システム機能要件の提案

ア 提案システムの新規機能

イ 提案システムの藤沢市図書館独自機能

カ 画面表示と操作性

##### (4) システム非機能要件の提案

ウ 使用性・効率性

##### (5) 構築・保守要件の提案

イ プロジェクト体制

ウ 役割分担

カ 研修計画

#### 5 選考委員の評価項目の設定

実施要領「13 プロポーザルの提案課題」のうち、選考委員として次のとおり評価項目を設定する。

(詳細は採点表のとおりとする。採点表は非公開とする。)

##### (1) 基本事項

ア 背景や目的の理解

イ 前提及び基本的な考え方

##### (2) システム概要

ア 提案システムの概要

エ 図書館情報システムをインターネット環境から分離する方法

##### (3) システム機能要件の提案

ウ 図書館WEBサイト(ホームページ)

エ 図書館WEBサイトのCMS等管理機能

##### (4) システム非機能要件の提案

ア 信頼性

イ 性能

エ インターネット接続から分離後のセキュリティ確保

オ セキュリティ対策

(5) 構築・保守要件の提案

- ア プロジェクト計画
- エ テスト計画
- オ データ移行
- キ 保守・サポート体制
- ク 業務引き継ぎ

6 選考委員の評価項目の評価点

評価項目に対する評価点は次のとおり設定する。

- (1) 評価についてはAランクからDランクまでの4段階評価とする。  
評点の計算については次の表のとおりとする。なお、計算された評価点に端数を生じた場合は、有効桁数を小数点第二位までとし、小数点第三位を切り捨てる。

**【計算式】**

各評価項目の配点×評価係数＝評価点

- (2) 評価係数については次の表のとおりとする。

<b>【評価項目の目安】</b>		<b>【評価係数】</b>
Aランク	非常に優れている	= 1.0
Bランク	優れている	= 0.7
Cランク	平均的な水準である	= 0.3
Dランク	劣っている、または、記述がない	= 0.0

以 上